

くらしの情報案内

まちからのお知らせ

農林商工課 ☎ 47-12116
役場1階 窓口13番

■収穫最盛期を迎え
農作業事故に十分注意を

秋の農繁期は、例年農作業事故が最も多く発生する時期です。事故を防止するため、農業者一人一人、また家族などが「声かけ」を行い、一層の事故防止意識を持つ、農作業をしましょう。

■トラクターは転倒防止など安全

**国保と後期高齢者医療から
のお知らせ**

く交通事故にあつたとき

国民健康保険と後期高齢者医療保険の加入者が交通事故でけがをした場合、本来は加害者が医療費を負担すべきものですが、被害者本人の保険証を使つて治療ができます。

保険証を使つた場合は、後で保険者から加害者に医療費を請求します。そのため交通事故で保険証を使った場合は、必ず福祉保健課医療給付係に届け出をしてください。

○問合せ 福祉保健課医療給付係

**水道の使用開始と
中止の届け出を**

營農用などを目的に散水栓を設置されている方に、使用期間の実態に合わせた水道料金を負担していただいています。使用開始および使用中止に当たっては、あらかじめ町に届け出が必要です。直接役場上下水道課窓口で手続きを行なうか、電話での手続きも受け付けしていますので、必ず使用開始・中止時の届け出を行なってください。

転出・転居および使用者変更の

上下水道課 ☎ 47-12118
役場1階 窓口5番

汚泥肥料を使ってみませんか

町では、下水道から出る汚泥を肥料「アグリケン」(農林水産大臣登録)として、希望する農家の方に、無料で運搬しています。汚泥肥料は、農作物に有益な窒素、リン酸などの有機質が豊富で毎年400トン程度を有機肥料に混合するなどして、増量材として農地還元されています。

○問合せ 上下水道課下水道係

9月10日は「下水道の日」

「下水道の日」は、下水道を全国的に普及させるため、昭和36年に「全国下水道促進デー」として始まりました。下水道は、風呂や台所、トイレなどから出る污水を浄化し、川や海の水質を改善する重要な役割があります。

現在、全国の下水道普及率は90%まで進み、本町の現在の下水道普及率は、町内会地区で98%、実践会地区で49%で、町全体では84%となり、町の環境保全などを推進しています。

**8・9月は
北方領土返還
強調月間です**

消防署からのお知らせとお願い

消火栓調査を行います

9月4日(月)から8日(金)までの5日間、13時から17時の間に、町内の消火栓の調査を行ないます。

調査のため消火栓の水を使用することから、ご家庭の水道水が一時的に濁ったり、水圧が低下することも考えられます。

住民の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力を願っています。

○問合せ 消防署訓子府支署(☎ 47-2419)

町民課 ☎ 47-12203
税の関係 ☎ 47-12193
役場1階 窓口1番

みんなで秋の大掃除

町民憲章の一つに「自然の恵みに感謝し美しい町をつくります」とあり、町では美しい町づくりの一環として、期間を定めて一斉清扫を実施しています。

みんなで自宅や庭周辺などをきれいにしましよう。

○一斉清掃期間
9月9日(土)～9月17日(日)

**町道民税・国保税の
納期限は10月2日**

町道民税第2期分と国保税第4期分の納期限は、10月2日(月)です。納期内に忘れずに納めましょう。

納期限を過ぎた町税で、納め忘れた方は、至急納入してください。

**夜間納税相談および
収納窓口開設のお知らせ**

日中、仕事などの都合により、

訪問リハビリ支援を行います

町ではいつまでも自立した日常生活を送ることができるように、生生活動作の維持や拡大を図ることを目的にリハビリ専門職による支援を行なっています。

訪問リハビリ支援では、リハビリ専門職からご本人の身体状況などにあつた日常生活の過ごし方、運動の方法や住宅改修などのアドバイスを行ないます。

○とき 10月17日(火)
○ところ 町民課窓口
○希望される場所(□)自宅・総合

福祉保健課 ☎ 47-5555
総合福祉センター 窓口7番

福社センターなどで実施します

納税相談や納付に出向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に関係するものに限ります)も納付することができます。

○とき 9月13日(水)・10月11日(水)
17時30分～20時

○ところ 町民課窓口

○対象者
おおむね65歳以上で、病気や高齢による障害や筋力低下などのため日常生活に支障がみられる方

○定員
4～5名

○スタッフ
理学療法士(北見赤十字病院)、保健師

○料金
無料

○申込み
10月3日(火)までに福祉保健課高齢者支援係へ

○申請受付場所 北見保健所

○問合せ 上下水道課業務係

○更新申請期間
(金)までとなります。

○更新手続きの期限は、9月29日

**○対策医療受給者証の
更新申請はお済みですか?**

次回の各医療受給者証の有効期間が9月30日までとなつている方が引き続き医療費の助成を希望される方は、更新申請が必要です。

更新申請を行わない場合、10月1日以降、お手持ちの医療受給者証は使用できなくなります。

申請受付後、結果の通知までの時間がかかりますので、早期の申請をお願いします。

○更新対象医療受給者証種別
・ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証

※核酸アナログ製剤治療を行つている方に限ります。

・ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証

※核酸アナログ製剤治療を行つている方に限ります。

○特定医療費(指定難病)医療受給者証並びに特定疾患医療受給者証の更新につきましては、平成29年度に限り経過措置の終了に伴い、更新申請の受付期間が10月～12月となつていますので、お間違いのないようお願いします。

※特定医療費(指定難病)医療受給者証並びに特定疾患医療受給者証の更新につきましては、平成29年度に限り経過措置の終了に伴い、更新申請の受付期間が10月～12月となつていますので、お間違いのないようお願いします。

○申請受付場所 北見保健所

○問合せ 北見保健所

○電話番号 ☎ 24-4173 FAX 24-1419

救急出動件数
113件
火災出動件数
3件
(7月末日現在)

